

酒田港リーチスタッカー1・2・3号機
タイヤ交換整備業務委託
特記仕様書

山形県港湾事務所

本委託業務は、酒田港高砂ふ頭に設置しているリーチスタッカーについて、摩耗等により交換が必要となっているタイヤの交換整備を実施することにより、リーチスタッカーの走行性能を確保することを目的とする。

1. 総則

- (1) 本委託業務の受注者(以下「受注者」という。)は、契約書、仕様書、その他関係書類(以下「契約書等」という。)に基づき、山形県港湾事務所の担当職員(以下「担当職員」という。)と協議の上、能率的、経済的かつ安全に業務を履行するものとする。
- (2) 本委託業務は、契約書等によるほか、労働関係法令(労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等)及び規則を遵守して実施するものとする。
- (3) 本委託業務におけるタイヤ交換とは、受注者が、リーチスタッカーから既設タイヤを取り外し、ホイールからタイヤ(ゴム部分)を外して新品のタイヤ(ゴム部分)に組み換えたものを、必要な調整等を施した上でリーチスタッカーに装着する一連の作業とする。また、タイヤ交換に必要な新品のタイヤ(ゴム部分)は受注者が手配し、本委託業務に係る費用に含めるものとする。

2. タイヤ交換対象機械

- (1) 第1号リーチスタッカー 1台
製造者：TCM株式会社
機種：MR450
車両番号：99T-00120
稼働年月：平成25年3月
定格出力：250kw(340PS) / 2,000rpm
- (2) 第2号リーチスタッカー 1台
製造者：ユニキャリア株式会社
機種：MR450
車両番号：99T-00132
稼働年月：平成26年12月
定格出力：250kw(340PS) / 2,000rpm
- (3) 第3号リーチスタッカー 1台
製造者：ユニキャリア株式会社
機種：MR450
車両番号：99T-00142
稼働年月：平成27年11月

定格出力：250 k w (340 P S) / 2,000 r p m

3. 委託期間

契約締結日から令和8年11月30日(月)まで

4. 委託業務の遂行場所

酒田市高砂232 酒田港国際ターミナル 内

5. 業務内容

- (1) 第1号、第2号及び第3号リーチスタッカーのタイヤ交換
- (2) タイヤ交換に必要な新品のタイヤ(ゴム部分)の手配

6. 作業要領

(1) タイヤ(ゴム部分)の仕様について

受注者が、交換によりホイールに取り付ける新品のタイヤ(ゴム部分)は、下記の仕様をすべて満たすものとする。

- ① タイヤサイズ 18.00-25
- ② タイヤ強度(プライレーティング) 40PR
- ③ 一般社団法人日本自動車タイヤ協会(JATMA)加盟社製品であること。
- ④ チューブレスタイプであること。
- ⑤ トレッドパターンはラグ型パターンであること。
- ⑥ リーチスタッカーを含めた産業車両用のタイヤであること。
- ⑦ 令和7年12月以降に製造された製品(新品)であること。

(2) 交換により取り外すタイヤ(ゴム部分)について

受注者が、交換によりホイールから取り外すタイヤ(ゴム部分)は下記の製品である。

メーカー	品名	規格
株式会社ブリヂストン	RL(アールラグ)	18.00-25、40PR

(3) 交換箇所について

受注者が交換するタイヤは、「2. タイヤ交換対象機械」記載の第1号、第2号及び第3号リーチスタッカーにおける、フロントアウターホイール左右、フロントインナーホイール左右及びリアホイール左右の計18本(1台あたり6本)のうち、契約締結後に発注者が指定する箇所とする。

(4) タイヤ交換の予定数量について

16本

※予定数量はあくまで見込みであり、保証するものではありません。

(5) 交換後の古タイヤ（ゴム部分）について

交換によりホイールから取り外したタイヤ(ゴム部分)は発注者が保管するため、交換作業完了後、受注者は酒田港国際ターミナル内の発注者が指示する場所に配置すること。

(6) 交換整備の日程

受注者は、担当職員及び酒田港国際ターミナル協同組合の担当者と協議、調整して交換整備の日程を決定すること。

(7) 消耗品等

交換整備に使用する消耗品（ウエス等）及び工具は、すべて受注者の負担とする。

7. 提出書類

受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出すること。

8. 交換作業における注意事項

- (1) 受注者は、交換作業中はリーチスタッカーの周囲に不用意に人が近づいたり、車両が進入しないように「作業中」等の標識を掲げること。
- (2) 受注者は、交換作業中はヘルメット等を着用して安全に心掛け、事故のないよう十分に注意すること。

9. その他

本仕様書は業務の概要を示すものであり、必要に応じ、受注者は交換整備に関する協議を担当職員及び関係者で行うものとする。